



# 住宅取得補助金などをご利用ください!

くわしくは 建築住宅課 住宅管理係・建築指導係 ☎21-5197

## 市内居住者住宅取得補助制度について

若年世帯の日光市への定住を促進し、地域の活力を高揚することを目的として、市内居住者で住宅を新築した方へ、プレミアム付日光市共通商品券を交付します。

### 交付対象者…

住宅の完成時に45歳以下の方または世帯員に18歳以下の子がいる方(※耐震建替補助および転入者住宅取得補助対象の方を除く)

### 交付対象住宅(次の全てを満たす住宅)…

新築した住宅で、現に住んでいる住宅(2018年1月1日～12月31日に新築)

### 交付内容…

13万2,000円分(1セット1万1,000円分を12セット)の商品券を交付

※使用期間…2019年10月中旬～2020年1月下旬(予定)

### 交付申請期間…

6月中に申請

※申請については、別途お知らせします

※詳しい補助資格および条件、申し込みに必要な書類などについては、担当窓口にお問い合わせください



## 住宅リフォーム助成制度

市内の業者を利用して行うリフォーム工事費の一部を助成します。申請は工事着手前で、2020年3月31日(火)までに工事完了の報告ができるものに限りです。また、予算額に達した時点で締め切ります。

**対象者**…市内に住所を所有し、現在居住している方(親または子が所有し自ら居住している住宅を含む)、空き家バンク登録住宅で売買や賃貸借契約をした方、市税などを滞納していない方

**対象住宅**…現在居住している住宅で建築後5年を経過しているもの  
※賃貸住宅は対象外(空き家バンク登録を除く)

**対象工事**…市内の業者が行う10万円以上(税込)の工事(助成金の交付申請前に着工した工事は対象外)

**助成金額**…対象工事費の10%以内(千円未満切り捨て)かつ上限額15万円(三世帯同居世帯または高齢者が同居する世帯は上限額20万円。過去に助成を受けた方も上限額に達するまでは何度でも利用可)

## 市と住宅金融支援機構が連携

市の住宅関連補助金の対象となる方は住宅ローン【フラット35】の金利の優遇を受けることができます。

**住宅ローン【フラット35】のお問い合わせ…**  
住宅金融支援機構 (お客さまコールセンター)  
☎0120-0860-35

## 転入者住宅取得補助制度について

若年世帯の日光市への定住を促進し、地域の活力を高揚することを目的として、住宅取得費の一部を補助します。なお、申請できるのは転入日から1年間です。また、予算額に達した時点で締め切ります。

### 補助対象者(次の全てを満たす方)…

①日光市に転入した日に45歳以下の方または世帯員に18歳以下の子がいる方で、転入した日から過去2年間、日光市に住民登録が無い方

②転入後5年間以上住み続ける方

③申請時に市区町村税などの滞納がない方

④取得した住宅の所有権を2分の1以上有する方

### 補助対象住宅(次の全てを満たす住宅)…

①新たに取得した住宅で、実際に申請者が住むための住宅

②建築基準法(昭和25年度法律第201号)等の関係法令に適合している住宅

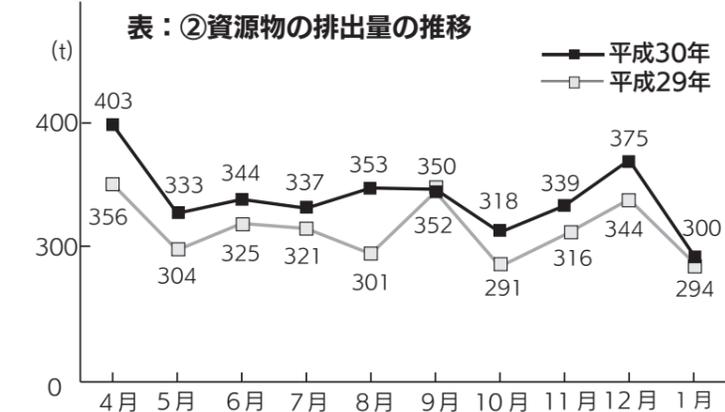
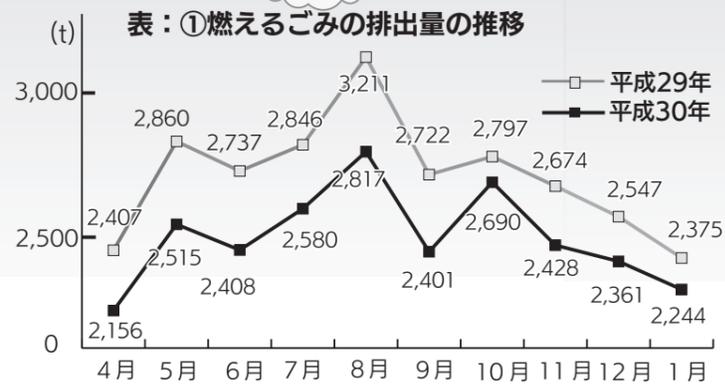
※その他の要件があります。詳しくはお問い合わせください

### 補助金額…

**基本額**…30万円/市内業者(要件有)から住宅を購入などした場合…20万円加算/高齢者の孤立防止に該当する場合…10万円加算

**補助期間**…2020年3月31日まで

# 家庭ごみ有料化から約1年後の状況について



平成29年4月～30年1月までの排出量の合計と平成30年4月～31年1月までの排出量の合計を比較すると、燃えるごみの排出量は前年と比べて9%減少しています。一方で、資源物の排出量は8%増えています。

市は今後も、ごみの減量・資源化に取り組みていきますので引き続きご協力をお願いします(燃えるごみと資源物の排出量推移は市のホームページでも公開しています)。



**家庭ごみの有料化が始まってから1年が経過しよつと…**  
市民の皆さんの減量・資源化意識が高まったことにより、燃えるごみの排出量は減り、資源物の排出量は増えています。

**資源は何に生まれ変わるの?**



**びん**  
収集されたびんは、リサイクルセンターで再使用できる「活きびん」と、「カレット」と呼ばれるガラスくずとなるびんに選別されます。

活きびんはリサイクル業者に引き渡され、カレットは容器包装リサイクル協会に引き渡されます。カレットはガラスびんや断熱材、建築・土木材料などにリサイクルされます。



**缶**  
収集された缶は、リサイクルセンターでプレス機にかけられた後、リサイクル業者に引き渡され、新しい缶や日用品、建築資材などにリサイクルされます。

**古布**  
収集された古布はリサイクルセンターで選別され、リサイクル可能な古布は、リサイクル業者に引き渡され、機械類の油を拭き取ったりするウエスとしてリサイクルされます。



**古紙**  
お菓子の紙箱や紙パック、ダンボールなどの古紙は、回収後、リサイクル業者に引き渡され、トイレットペーパーやダンボールなどにリサイクルされます。



**ペットボトル**  
収集されたペットボトルはリサイクルセンターで圧縮後、容器包装リサイクル協会に引き渡され、ペットボトルや再生トトレ、衣服などにリサイクルされます。



くわしくは 廃棄物対策課 廃棄物対策係 ☎(21)5138 ※4月からは環境課